

静岡県告示第1003号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定に基づき告示する。

平成28年11月22日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社天幸	御殿場市板妻 208番地	相談支援事業 所 すまいる ぴいーす	富士市神戸 441-1 地 下1階	平成28年 11月1日	地域移行支 援、地域定着 支援	特定無し